

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 上伊地環第204号
令和7年（2025年）11月26日
長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	○

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)
氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		株式会社クリエイト 代表取締役 羽生 ちどり 長野県駒ヶ根市赤穂16498番地3
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処理施設の設置許可
条 例 第 48 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県駒ヶ根市赤穂16498番1
	②廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破碎施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 243.00t/日（30.3761t/h：8時間） がれき類 299.71t/日（37.4638t/h：8時間）
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処分業の変更許可
条 例 第 48 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県駒ヶ根市赤穂16498番1
	②廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破碎施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

	④廃棄物の処理施設の処理能力	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 243.00t/日（30.3761t/h：8時間） がれき類 299.71t/日（37.4638t/h：8時間）	
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新	旧
		・破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 <u>がれき類</u> （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	・破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	⑭廃止の年月日	令和7年11月14日	